特定非営利活動法人　南国暮らしの会　定款

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人南国暮らしの会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都台東区竜泉 1-4-8 マイ キャッスル入谷 403 号に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、ボランティアスピリットに則り、わが国のリタイアリー（退職者等）が、暖かい南の国々等（わが国のリタイアリーを歓迎してくれる南の国々等）において、年金等で豊かな老後の生活を楽しみ、安心して適切な介護、療養を受けられる地域を調査・開発し、更に啓蒙・斡旋し、その成果を会員及び広く国民に普及するほか、会員相互の交流・親睦をはかりながら、併せて南の国々等及びその人々との親善と協力を行う。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2 環境の保全を図る活動
3 国際協力の活動
4 上記の活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1 リタイア後、南の国々等に居住することを推進していく活動
2 高齢者、障害者等のための介護・療養に関する情報の収集、調査研究及び情報提供活動
3 体験滞在、旅行会等の情報提供活動
4 南の国々等の風俗、慣習、国民性、生活環境等に関する情報の収集、調査研究活動
5 南の国々等の暮らしに関する講演会、講習会、研究会等の主催
6 南の国々等の暮らしに関し内外の学校・研究所・医療機関等の団体との連絡・協力による、資料・情報の交換
7 この法人の会報、案内書、報告等の作成及び配布
8 これら各項に関連する事業、及びこれらに関連する事業の情報の収集、保管、開示、広報活動の実施

第２章　　会員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（入　会）

第７条　正会員は、この法人の目的を達成するための事業活動に賛同し、協力する者とする。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第 1 項の掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して６ヶ月以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1)この定款に違反したとき。
(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第12条 すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　　員

（種別及び定数）
第13条 この法人に、次の役員を置く。
(1)理事　３人以上 20 人以内
(2)監事　１人以上３人以内
2　理事のうち１人を理事長とし、２人以内の副理事長をおくことができる。

（選任等）
第14条　監事は総会において、理事は理事会において選任する。
2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4 法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第15条　理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、又は本人の職務遂行に耐えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬）
第19条　役員は無報酬とする。
2役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　　議

（種別）
第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）事業計画及び予算並びにその変更
（4）事業報告及び決算
（5）役員の選任
（6）入会金及び会費の額
（7）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（8）事務局の組織及び運営
（9）その他運営に関する重要事項
(10) 資産管理の方法
(11) 解散における残余財産の帰属
(12) 役員の職務
(13) 会員の除名

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年１回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（2）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（3）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前２条（第２６条、第２７条）の規定の適用については出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人１人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1)総会に付議すべき事項
(2)総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)理事長が必要と認めたとき。
(2)理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第２号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第35条 理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）理事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

（区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）
第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）
第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
2　前項の場合、事後総会の承認を経る。

（事業報告及び決算）
第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　計算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

（解散）
第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠乏
（4）合併
（5）破産
（6）所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章　事　務　局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

（組織及び運営）

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章　雑　　則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（付則）

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年度の総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立から平成12年3月31日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

＊個人入会金　3,000円

◇団体入会金　10,000円

＊個人年会費　3,000円

◇団体年会費　30,000円
7 平成13年10月19日一部変更
8 平成28年5月29日一部変更
9 平成31年2月18日一部変更
10 令和7年5月25日一部変更　　以上

≪注≫
上記の入会金及び会費は設立当初の設定額で、以降の会費等は第８条の規定により変更。
現行の会費等は別冊「南国暮らしの会」『細則』【付表】の会費関係一覧表による。
別表

	役職名	(フリガナ) 氏名
1	理事長	ｲｹﾀﾞ ﾄｸｻﾌﾞﾛｳ 池田　徳三郎
2	副理事長	ﾀｹｳﾁ ﾂｶｻ 竹内　司
3	理事	ｻｺｳ ｶｹﾞﾃﾙ 酒匂　景輝
4	理事	ﾆｼﾑﾗ ｹﾝｼﾞ 西村　憲司
5	理事	ﾐｲﾀﾞ ﾏｻﾄｼ 三井田　雅俊
6	理事	ﾆｼﾀﾞ ﾀﾀﾞﾏｻ 西田　忠正
7	理事	ﾀｶｻﾜ ﾋﾛｱｷ 高澤　弘晃
8	監事	ｱｵﾔｷﾞ ﾉﾌﾞ 青柳　信
9	監事	ﾄﾐﾅｶﾞ ｷｸﾖ 冨永　喜久夫